

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 福岡財務支局長

**【提出日】** 平成21年2月13日

**【四半期会計期間】** 第9期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

**【会社名】** 株式会社アイフリーク

**【英訳名】** I-FREEK CO., INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 永田 万里子

**【本店の所在の場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【最寄りの連絡場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【縦覧に供する場所】** 株式会社アイフリーク 東京支店  
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第8期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	2,288,290	931,374	1,926,874
経常利益	(千円)	71,109	26,724	330,710
四半期(当期)純利益 (損失)	(千円)	22,981	10,097	158,250
純資産額	(千円)	-	1,363,228	1,375,550
総資産額	(千円)	-	2,063,023	1,736,499
1株当たり純資産額	(円)	-	60,841.65	60,476.54
1株当たり四半期 (当期)純利益(損失)	(円)	1,024.84	460.63	6,967.70
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	6,853.93
自己資本比率	(%)	-	64.1	79.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,067	-	98,528
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	380,311	-	328,871
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	198,625	-	1,996
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	543,522	714,141
従業員数	(名)	-	113	89

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	113[9]
---------	--------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	85[8]
---------	-------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

#### (1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイルコンテンツ事業	432,899
モバイルイノベーション事業	35,139
Eコマース事業	463,336
合計	931,374

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	297,555	31.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、エネルギー・原材料価格の乱高下、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱等により、国内外の経済状況が先行き不透明となっております。

このような状況のもと、モバイル業界におきましては、携帯電話契約数が、当第3四半期連結会計期間末には前連結会計年度末比3.0%増の1億582万台となりました。また、第3世代移動通信サービスである3G対応の携帯電話契約数は、前連結会計年度末比9.1%増の9,606万台に達し、堅調な伸びをみせております(携帯電話契約数は社団法人電気通信事業者協会調べ)。また、当社グループのサービスを利用できるユーザー数は、3G対応携帯電話端末数が堅調に推移したことで、順調に増加しております。

一方で、デコメーションを含むいわゆるリッチコンテンツの普及、有料コンテンツと無料コンテンツの二極化等、モバイルコンテンツ業界の市場構造自体が急激に変化したことにより、モバイルコンテンツを提供する企業間の競争は激化しております。また、大量のデータを高速に送受信できる高機能な携帯電話端末が増加し、着うたフル(R)、動画などのコンテンツ等、携帯電話を介したウェブサービスが多様化しております。そのため、携帯電話ユーザーから、より質の高いサービスがコンテンツプロバイダーには求められる等、当社グループを取り巻く環境の変化は続いております。

このような環境において、当社グループは、総合コミュニケーションプロバイダーとして、基幹事業のデコメーションコンテンツの充実を図りながら、次の収益の柱と位置付けているケータイギフトコンテンツ（Eコマース事業）に積極的な投資を行う等、「新しいモバイルコミュニケーション・ツールによる新しいライフスタイルの創造」をビジネスドメインとした展開を進めてまいりました。その一環として、平成20年11月に株式会社NTTドコモが提供するアバターサービス「iアバター(TM)」への素材提供及び、公式サイトとのサービス連携を開始いたしました。また、平成20年12月には、モデルをフィーチャーした女性向けの渋谷系デコメーションコンテンツ「モデコレ」をオープンし、新たなターゲット層のユーザー獲得を目指し展開いたしました。さらに、Eコマース事業では、平成20年12月に当社グループが運営するケータイギフトコンテンツ「お気持ち.jp」を、KDDI株式会社と株式会社ディー・エヌ・エーが共同で運営する「auショッピングモール」に展開いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は931,374千円、営業利益は27,185千円、経常利益は26,724千円、四半期純損失は10,097千円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、積極的かつ効果的な広告宣伝活動や新規コンテンツの立ち上げ等を行い、ユーザーの更なる獲得を目指しながら収益性を高め、積極的な投資を行いました。具体的には、ファッションブランド、モデルとのコラボレーション、ライセンスの確保による芸能人関連素材の提供等の強化を行い、これらの結果、売上高は432,899千円、営業利益は149,598千円となりました。

また、当社グループが提供するコンテンツの素材制作を担う独自のクリエイターネットワークサイト「CREPOS（クリポス）」の登録クリエイター数は、当第3四半期連結会計期間末において約4,500名（前連結会計年度末は約3,200名）、当社グループにおける総素材数は約119,000点（前連結会計年度末は約86,000点）となっており、高品質かつ人気の高い素材を安定的に確保し、多様化するユーザーニーズに対応してまいりました。

今後、デコメーション市場の拡大、リッチコンテンツやウェブサービスの多様化等、多種多様なサービスが増加することで、競合企業との競争が激化することが予測されます。そのため、他社に先駆けた新たなコンテンツの投入、会員基盤を持つ事業者との協業提案等を進めてまいります。また、新技術への対応や優秀なクリエイターを確保することによる質の高いコンテンツ提供に努め、ユーザーの囲い込みを図ってまいります。

#### モバイルイノベーション事業

モバイルイノベーション事業におきましては、前連結会計年度からの継続した受託売上を中心に、売上高は35,139千円、営業損失は85,710千円となりました。

当第3四半期連結会計期間におきましては、引き続き収益構造の見直しを図ると共に、モバイルコンテンツ事業で培ったリソースを有効に活かすべく、リッチコンテンツに対応したFlash(R)のモバイルコンテンツ制作体制の活用、CREPOS登録クリエイターの活用等により、受託ビジネスを拡大してまいりました。

今後は、当社のクリエイティブ制作受託エンジンとしてCREPOSを積極的かつ効果的に活用しながら、更なる受託ビジネスの拡大を目指し事業展開してまいります。

#### Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、平成20年6月にオープンしたケータイギフトコンテンツ「お気持ち.jp」の事業基盤確立のため、クリスマス商戦等の繁忙期に商品ラインナップの充実を図り、送料・サービス料等の無料キャンペーンを展開し、売上増加と会員の獲得を進めてまいりました。また、ケータイギフトサービスを幅広く展開するため、平成20年12月にはKDDI株式会社と株式会社ディー・エヌ・エーが共同で運営する「auショッピングモール」への出店等を進めました。これらの結果、売上高は463,336千円、営業損失は38,957千円となりました。

今後は、モバイルコンテンツ事業及びモバイルイノベーション事業で培ったノウハウ、技術力及び顧客基盤等を有効活用し、また子会社化した株式会社日本インターシステムとのシナジーを生み出しながら当社グループの新たな収益源となるよう事業の拡大を目指してまいります。

- (注) 1 「着うたフル」は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標または商標です。  
2 「iアバター」は株式会社ディー・ツー コミュニケーションズの登録商標または商標です。  
3 「au」はKDDI株式会社の登録商標または商標です。  
4 「Flash」は Adobe System Incorporated の米国ならびにその他の国における商標または登録商標です。  
5 その他、各社の社名、製品名、サービス名は各社の登録商標または商標です。

## (2) 財政状態の分析

流動資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて5,685千円減少し、1,401,748千円となりました。これは主として、売掛金の増加53,983千円があった一方で、現金及び預金の減少78,176千円があったことによるものであります。

固定資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて110,733千円増加し、661,274千円となりました。これは主として、投資有価証券の増加130,737千円によるものであります。

この結果、総資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて105,047千円増加し、2,063,023千円となりました。

流動負債は、第2四半期連結会計期間末に比べて129,588千円増加し、699,794千円となりました。これは主として、未払法人税等の減少66,592千円があった一方で、短期借入金の増加200,000千円があったことによるものであります。

固定負債は、第2四半期連結会計期間末に比べて845千円減少し、残高はゼロとなりました。これは、長期借入金が全額、1年内返済予定の長期借入金となったことによるものであります。

この結果、負債合計は、第2四半期連結会計期間末に比べて128,743千円増加し、699,794千円となりました。

純資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて23,696千円減少し、1,363,228千円となりました。これは主として、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少10,097千円、自己株式の増加17,116千円により株主資本が減少したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、短期借入金の純増減額200,000千円があった一方で、投資有価証券の取得による支出129,977千円、法人税等の支払額107,460千円等により第2四半期連結会計期間末に比べて78,176千円減少し、当第3四半期連結会計期間末には543,522千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間で営業活動の結果使用した資金は、113,163千円となりました。

これは主として、法人税等の支払額107,460千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間で投資活動の結果使用した資金は、138,491千円となりました。

これは主として、投資有価証券の取得による支出129,977千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間で財務活動の結果得られた資金は、173,479千円となりました。

これは主として、短期借入金の純増減額200,000千円により資金が増加した一方で、自己株式の取得による支出17,295千円により資金が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,730	22,730	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	単元株制度を採用して いないため、単元株式 数はありません。
計	22,730	22,730		

(注) 提出日現在発行数には、平成21年2月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割（1：2）の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。  
新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。  
その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。
- a 期間  
上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

### 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

### 第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### ・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

### ・ a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 会社法に基づく新株予約権

### 第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。



当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。  
ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。  
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
- また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
- 上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。  
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日(注)	8	22,730	21	458,061	21	448,061

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 526		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,196	22,196	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,722		
総株主の議決権		22,196	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区大名 2丁目4番22号	526		526	2.31
計		526		526	2.31

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	139,000	134,000	97,000	65,800	52,400	65,000	47,800	37,900	36,000
最低(円)	110,000	85,000	59,000	46,200	31,100	45,500	22,700	26,100	29,860

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	543,522	714,141
売掛金	687,212	561,364
商品	89,342	-
仕掛品	10,120	424
その他	79,202	82,392
貸倒引当金	7,651	4,837
流動資産合計	1,401,748	1,353,485
固定資産		
有形固定資産	68,275	74,192
無形固定資産		
のれん	142,815	-
ソフトウェア	174,405	151,208
その他	21,174	65,152
無形固定資産合計	338,395	216,361
投資その他の資産	254,603	92,459
固定資産合計	661,274	383,013
資産合計	2,063,023	1,736,499
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	170,372	41,276
短期借入金	300,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	23,342	29,996
未払法人税等	3,506	99,202
ポイント引当金	24,479	-
その他	178,094	144,630
流動負債合計	699,794	345,105
固定負債		
長期借入金	-	15,843
固定負債合計	-	15,843
負債合計	699,794	360,948



	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	458,061	458,028
資本剰余金	448,061	448,028
利益剰余金	461,814	467,849
自己株式	46,012	-
株主資本合計	1,321,924	1,373,906
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	651	-
評価・換算差額等合計	651	-
新株予約権	4,151	1,644
少数株主持分	36,501	-
純資産合計	1,363,228	1,375,550
負債純資産合計	2,063,023	1,736,499

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	2,288,290
売上原価	1,072,524
売上総利益	1,215,765
販売費及び一般管理費	1,127,511
営業利益	88,253
営業外収益	
受取利息	1,713
その他	152
営業外収益合計	1,865
営業外費用	
支払利息	1,598
持分法による投資損失	16,946
その他	464
営業外費用合計	19,009
経常利益	71,109
特別損失	
ソフトウェア除却損	245
特別損失合計	245
税金等調整前四半期純利益	70,864
法人税等	92,186
少数株主利益	1,660
四半期純損失( )	22,981

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	931,374
売上原価	478,530
売上総利益	452,844
販売費及び一般管理費	1 425,658
営業利益	27,185
営業外収益	
受取利息	458
その他	31
営業外収益合計	490
営業外費用	
支払利息	772
その他	179
営業外費用合計	951
経常利益	26,724
税金等調整前四半期純利益	26,724
法人税等	35,324
少数株主利益	1,496
四半期純損失( )	10,097

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	70,864
減価償却費	75,602
のれん償却額	15,868
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,714
賞与引当金の増減額（は減少）	38,323
ポイント引当金の増減額（は減少）	1,321
持分法による投資損益（は益）	16,946
売上債権の増減額（は増加）	2,585
たな卸資産の増減額（は増加）	19,177
仕入債務の増減額（は減少）	53,590
未払金の増減額（は減少）	26,980
未払消費税等の増減額（は減少）	2,785
その他	16,403
小計	216,421
法人税等の支払額	205,353
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,067</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	9,285
無形固定資産の取得による支出	28,396
投資有価証券の取得による支出	129,977
投資有価証券の償還による収入	20,000
関係会社株式の取得による支出	40,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	219,253
貸付金の回収による収入	24,500
その他	2,101
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>380,311</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	270,000
長期借入金の返済による支出	22,497
株式の発行による収入	65
自己株式の取得による支出	46,476
利息の支払額	2,465
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>198,625</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>170,618</b>
現金及び現金同等物の期首残高	714,141
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>543,522</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

第2四半期連結会計期間から、株式の取得により株式会社日本インターシステムを連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 関連会社

第1四半期連結会計期間から、株式の取得により株式会社CLON Labを持分法の適用範囲に含めておりますが、第2四半期連結会計期間から、株式会社CLON Labは第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、関連会社ではなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が12,219千円それぞれ減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1	<p>固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1	<p>税金費用の計算 税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 68,847千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 40,495千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 361,288千円
回収代行手数料 121,482千円
給与手当 192,244千円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 129,889千円
回収代行手数料 40,469千円
給与手当 84,025千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しており ます。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,730

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	992

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			4,151
合計				4,151

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。



(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

企業集団の事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
当第3四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。
- 2 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。
- 3 当第3四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	432,899	35,139	463,336	931,374	-	931,374
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1,658	207	1,865	(1,865)	-
計	432,899	36,797	463,544	933,240	(1,865)	931,374
営業利益又は営業損失( )	149,598	85,710	38,957	24,930	2,254	27,185

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,337,667	110,046	840,575	2,288,290	-	2,288,290
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	6,463	207	6,671	(6,671)	-
計	1,337,667	116,509	840,783	2,294,961	(6,671)	2,288,290
営業利益又は営業損失( )	309,562	110,961	113,501	85,099	3,154	88,253

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

3 事業名称の変更

平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

4 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益はモバイルイノベーション事業が12,219千円それぞれ減少しております。

5 第2四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社日本インターシステムが連結子会社になったことに伴い、Eコマース事業における資産の金額が434,430千円増加しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 60,841円65銭	1株当たり純資産額 60,476円54銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,363,228	1,375,550
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	40,652	1,644
(うち新株予約権)	(4,151)	(1,644)
(うち少数株主持分)	(36,501)	(-)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,322,575	1,373,906
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	21,738	22,718

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失( ) 1,024円84銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	22,981
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	22,981
普通株式の期中平均株式数(株)	22,424
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(105個)、第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失( )	460円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	10,097
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	10,097
普通株式の期中平均株式数(株)	21,921
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(105個)、第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 清 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。